

STOP!

The 長時間労働で 過労死!



審議会では…

審議会には「使用者」「大学教授など有識者」「労働者」の代表で議論して決めていく仕組み。

労働者: 時間外労働は法で「上限」を作るべき
使用者: 働き方の選択肢を増やす
有識者: 休憩時間をちゃんと規制すべき

“公(公益)・労(労働者)・使(使用者)” 三者の代表で議論して決めていく仕組み

高度プロフェッショナル制度の導入 連合は反対!

高度な専門的業務に従事する一定の年収要件を満たす人を対象に、本人の同意があれば労働時間・休憩・休日に関する規制が適用されなくなり、深夜の割増賃金の支払いさえも受けられなくなります。つまり、ますます長時間労働につながってしまうのです。

- なぜ危険?
- 1 年収要件 [1075万円]を参考にしていますが、「省令」事項なので、いずれこの上限が簡単に引き下げられるかもしれません…
 - 2 高度な専門的業務 これもいずれ拡大されるかも…
 - 3 本人の同意 「No」って言えるか…

裁量労働制の対象業務の拡大 連合は反対!

これまでの「事業の運営に関する事項」についての企画、立案、調査、分析業務に、法人顧客に対する営業業務など、新たな類型が追加されます。

長時間労働になるおそれが高まる労働者の範囲が拡大することになってしまいます。

大きな枠組みを労働者の代表がない場所で決めたあと、審議会に…というスタンスも大問題。

連合の主張!



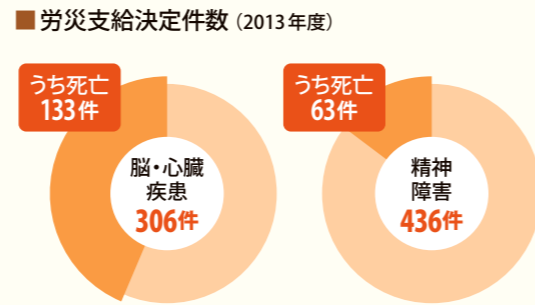
連合は、長時間労働による健康被害を起こさせないため、またワーク・ライフ・バランスを確保するため、**労働時間の量的上限規制と 休憩時間(勤務間インターバル)規制***を導入すべき!と訴えます。

* 休憩時間(勤務間インターバル)規制とは
健康確保をはかるため、24時間につき原則として連続11時間の休息期間を設けることを義務づけること。EU諸国で導入。

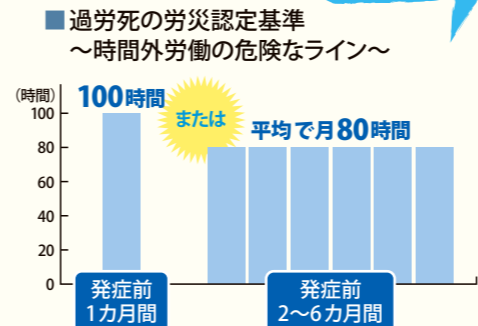
これから国会で審議される “労働時間規制” の何が問題なのか!?

「長時間労働は当たり前」「過労死なんて人ごと」…とっていませんか? 私たちは仕事をすることで「労働基準法という法律に守られているから大丈夫なのでは」…とっていませんか? ところが、その労働基準法の根幹ともいえる「労働時間に関する規制」が、今まさに国会で改悪されようとしています。「多様で柔軟な働き方を実現する」という名のもとに、管理監督者でもないのに、労働時間規制の保護をなくそうとする大変危険な「高度プロフェッショナル制度」(ホワイトカラー・エグゼンプション)の導入など、大幅な労働時間規制の取り外しが行われようとしているのです。連合は集会やデモ行進、街宣行動などにより反対運動を続け、法案を審議する場でも反対意見をぶつけてきましたが…ここであらためて「長時間労働」についてのいろいろな数字を見ながら実態を追いかけてみましょう。

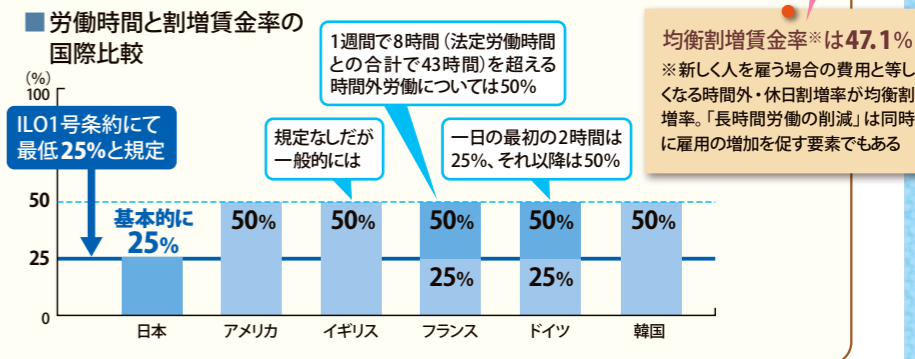
毎年100人超が過労死



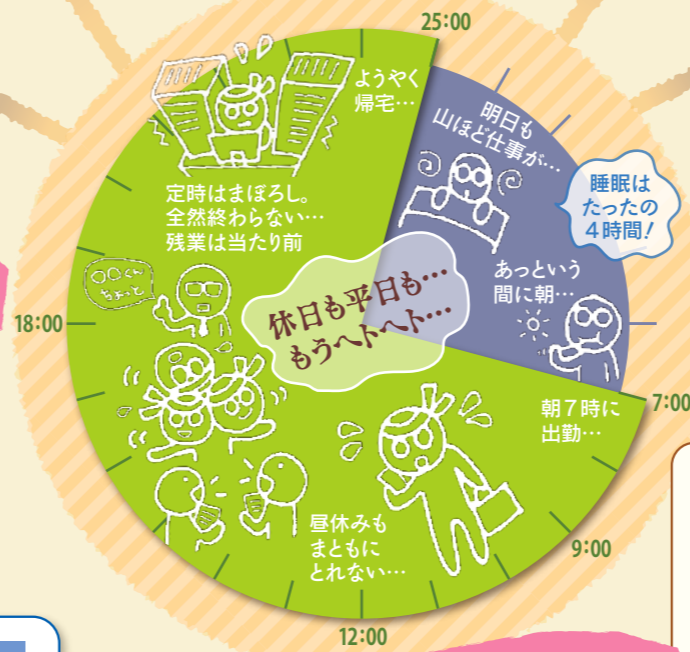
“KAROSHI”が世界共通語に…



低い割増率—海外と比較すると見えてくる実態



おそろしい長時間労働— こんなの耐えられない!



結果的に上限は無制限!

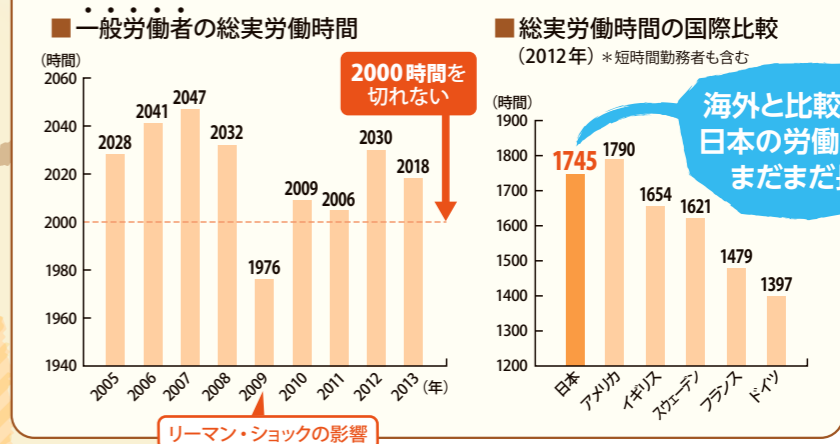
サブロク 36協定

労働基準法は「1日8時間、週40時間」と規制。でも「36協定」を結べば、長時間労働が可能。結果的に上限は無制限!



ここを何とかしなければ!

長時間労働の実態



有給休暇も取れていない

